

開かれた、県政の二層の推進をめざして

富山県情報公開条例制定

富山県では、二十一世紀に向けて新しい県づくりを進めています。これを円滑に進めるには、県民すべての積極的な参加と協力を得なければなりません。

「富山県情報公開条例」は、公文書の開示を請求する県民の権利を明らかにするとともに、積極的な情報提供を行うことなど情報公開の総合的な推進について定めたもので、本年九月三十日に制定され、昭和六十二年四月から実施されることになりました。

条例のねらい

条例は、県政に関する情報を公開して、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民に開かれた県政を一層推進することをねらいとしています。

条例の特色

条例の特色としては、次の点があげられます。

- ① 原則公開
県の持つ情報は原則として公開することとし、公文書の開示を求める県民の権利を十分に尊重することとしています。
- ② 個人のプライバシーの保護
公文書が開示されることによって個人のプライバシーが侵害されることがないように、県や情報公開制度の利用者に個人のプライバシーを尊重するよう求めています。また、個人情報保護原則として公開しないこととしています。
- ③ 情報公開の総合的な推進
県民が容易に情報を利用することができるようには、請求によって情報を公開するだけでなく、県の側から積極的に情報を公開していくことも重要です。このため公文書の開示だけでなく、広報などの情報提供施策や主要施策に関する情報の公表制度を拡充して、情報公開を総合的に推進することとしています。

条例の具体的内容

(条例の構成)

- 条例は、四章二十二条から構成されており、それぞれ次の事項が規定されています。
- 第一章 条例の目的、公文書などの定義、解釈運用方針、情報公開の総合的な推進など総則的な事項
 - 第二章 公文書の開示の請求方法や開示するかどうかの決定手続に関する事項
 - 第三章 情報の提供施策や公表制度の拡充に関する事項
 - 第四章 公文書の開示の実施状況の公表など条例の実施に関する事項

(用語の意味)

条例では、県民が請求した公文書を開覧することとその写しの交付を受けることを「公文書の開示」ということにしています。

また、公文書の開示を実施する機関を「実施機関」ということにしていますが、これは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、公営企業管理者など県の十の機関です。(なお、議会と公安委員会は除かれています)

(公文書の開示)

- ① 請求権者
公文書の開示を請求できるのは、県内に住所や事務所、事業所を持つ個人や法人です。

② 請求方法

入手したい公文書(情報)の内容を記載した書面(開示請求書)を情報公開の請求窓口へ提出します。この請求書には、請求者の氏名や住所も記載します。

情報公開の請求窓口は、県庁東別館二階の情報公開総合窓口と、公文書センター(仮称、県立図書館東側に建設中)に置きます。この窓口では、公文書の開示の請求手続や情報の所在案内など情報公開に関する相談も受け付けます。(なお、請求は、各実施機関でも受け付けます)

- ③ 開示するかどうかの決定
請求された公文書については、原則として、十五日以内に、各実施機関で開示できるかどうかを決定して、請求者に結果を文書で通知します。

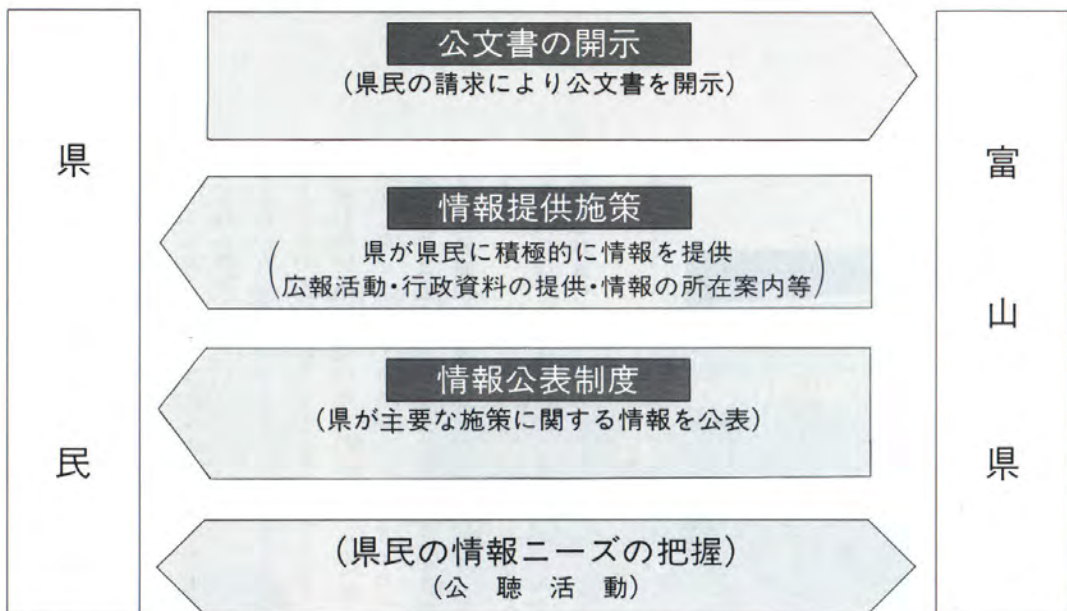
なお、請求された公文書に個人や法人などの情報が含まれているときは、個人や法人に不測の損害を与えることがないようにするため、個人や法人の意見を聞く場合があります。また、必要に応じ公文書開示審議会の意見を聞いて、公正な決定をすることとしています。

④ 開示しないことができる場合

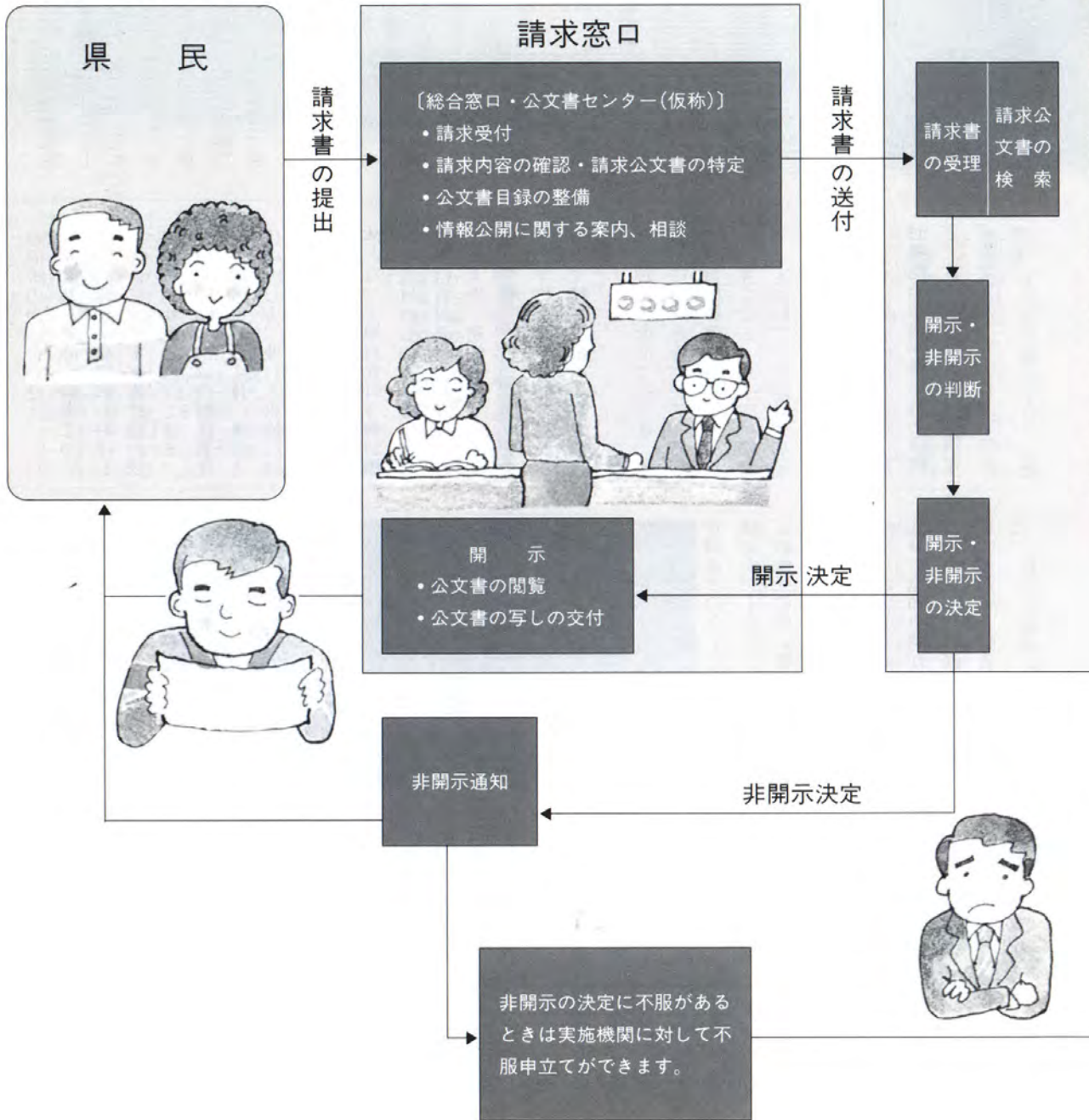
この条例では、公開を原則にしています。但し、公文書に次のような情報が含まれている場合は、開示されないことがあります。

- ◆ 法律などで開示できないとされている情報
- ◆ 特定の個人が識別される情報(個人のプライバシーを侵害するもの)
- ◆ 法人などに不利益を与える情報(但し、県民の生命、身体の安全を守るために開示さ

情報公開の総合的な推進の体系



公文書請求から開示までの流れ



各実施機関



ファイリング・システムによる
文書の整理・保管



開示非開示の判断・決定

公文書開示審議会



不服申立てに対する決定
について審議します。

れるものもあります。

◆ 困などと県との協力関係が損なわれる情報

◆ 県などの意思決定に支障を生ずる情報

◆ 委員会や審議会の公正な議事運営が損なわ
れる情報

◆ 県などの事務、事業の公正な実施ができな
くなる情報

◆ 公共の安全を確保することができなくなる
おそれのある情報

⑤ 開示しない決定を受けたものの救済

開示しないことができる場合に該当するため、
請求者が公文書の開示をしない決定を受けた場
合は、実施機関に不服申立てをすることができ
ます。

この場合は、実施機関は、公文書開示審議会
の意見を尊重して、不服申立てに対する決定を

します。

⑥ 公文書開示審議会は、学識経験者五名以内の
委員で構成され、実施機関からの諮問に応じ、
公正に審議します。

⑦ 費用の負担
公文書の写しの交付やその郵送に要する実費
は請求者が負担することになっています。

(情報の提供と公表)
実施機関は、県民が必要とする情報を迅速容
易に利用できるようにするため、

① 県民の情報ニーズを的確に把握して正確で分
かりやすい情報を積極的に提供しよう努める。

② 広報活動の積極的な推進、行政資料の目録の
整備、閲覧施設の充実、情報の所在案内など情
報提供施策の拡充に努める。

③ 主要な施策などの情報の公表制度の拡充に努
める。
ことにしています。

※ 富山県情報公開条例、情報公開制度につ
いて詳しくは、県庁総務課情報公開班まで
お問い合わせください。